

○名古屋市重症心身障害児者施設条例

平成25年3月29日

条例第32号

改正 平成27年条例第21号

(設置)

第1条 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児及び障害者に対し、保護、日常生活の指導、訓練、医療の提供等を行うことにより、障害児及び障害者の福祉の向上に寄与するため、次のように重症心身障害児者施設を設置する。

名称 名古屋市重症心身障害児者施設

位置 名古屋市北区平手町1丁目1番地の5

(種別)

第2条 名古屋市重症心身障害児者施設（以下「施設」という。）は、次の各号に掲げる法律に規定する施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所

(事業)

第3条 施設は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援の実施
- (2) 法第5条第6項に規定する療養介護及び同条第8項に規定する短期入所の実施
- (3) その他市長が必要と認める事業

(使用料等)

第4条 施設を利用する者は、次に掲げる額の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を納めなければならない。

- (1) 障害児入所支援を受ける者（児童福祉法第27条第1項第3号又は第31条第3項の規定による措置に基づき施設に入所する者を除く。）

ア 児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準

により算定した費用の額

イ 児童福祉法第24条の20第2項第1号及び第2号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合算額

(2) 療養介護を受ける者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定による措置に基づき施設に入所する者を除く。）

ア 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

イ 法第70条第2項において準用する法第58条第3項第1号から第3号までに規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合算額

(3) 短期入所を受ける者（児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置に基づく短期入所の提供を受ける者を除く。）

ア 前号アに規定する費用の額

イ 法第29条第1項に規定する特定費用として規則で定める額

(4) 診療を受ける者（第1号括弧書、第2号括弧書又は前号括弧書に規定する者にあつては、イに掲げる額に限る。）

ア 使用料

診療料 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額

イ 手数料

文書料 1通につき3,500円以下で市長の定める額

2 前項（第4号イを除く。）の規定にかかわらず、児童福祉法、法、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令等により障害児入所支援、療養介護、短期入所又は診療を受ける者は、次に掲げる額の使用料を納めなければならない。

(1) 障害児入所支援を受ける者 児童福祉法の定めるところにより算定した額

(2) 療養介護を受ける者 法の定めるところにより算定した額

(3) 短期入所を受ける者

ア 法の定めるところにより算定した額

イ 前項第3号イに規定する規則で定める額

(4) 診療を受ける者 健康保険法、国民健康保険法その他の法令等の定めるところ

ろにより算定した額

3 前2項の使用料等に関してこれらの項の規定によりその額を定めることができないときは、市長の定める額の使用料等を徴収する。

(使用料等の減免)

第5条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(指定管理者)

第6条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第7条 市長は、施設の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 施設の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲その他必要な事項)

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 施設の使用料等の徴収に関すること。

(3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。

(4) その他市長が定める業務
(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成25年規則第78号で、第4条から第8条までの規定は、平成27年4月1日から施行)

(平成27年規則第11号で、第1条から第3条までの規定は、平成27年4月1日から施行)

2 この条例の規定に基づく指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成27年条例第21号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成27年規則第12号で、第8条を第10条とする改正規定、第7条の改正規定及び同条を第9条とする改正規定並びに第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に2条を加える改正規定(第4条第1項第4号ア及び第2項第4号に係る部分に限る。)は、平成27年4月1日から施行)

(平成27年規則第66号で、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に2条を加える改正規定(第4条第1項第4号ア及び第2項第4号に係る部分を除く。)は、平成27年5月11日から施行)